

# STK会報 第4号

発行所  
香川県普通寺市  
金蔵寺町1298-1  
0877-63-3121

2014/3/31

## 小豆島「内海地区漁場利用協定」が今秋締結へ!

昨年11月5日、小豆島町の内海漁業協同組合2階会議室で関係者約35名が出席し「第2回内海漁場利用協定協議会」が開催されました。

漁業者（内海漁協）（粟島漁協）、遊漁者（STK）、香川県水産課、小豆島町役場、高松海上保安部、小豆島海上保安署、香川県地区小型船安全協会等が出席しました。

会では協議役員の選出が行われ、会長・森勝典（内海漁協組合長）、副会長・福本優

（STK会長）、執行部長・森勝喜（坂手組合支所長）、役員・森茂、谷勝美、片山忠昭、笠井忠博、児玉明弘、黒

崎義光、増田峰雄、速水強、石井義博、小川隆盛、仁王英夫、青井サチコが選任されました。

### 協議会 今後のスケジュール

\* 第3回内海地区漁場利用協定協議会を26年5月開催予定。開催日には一般遊漁者で傍聴希望者の参加を募集促進する。

\* 小豆島内海地区へ訪れる遊漁者に関係団体加入を推

進する。

\* 違反・禁止行為、迷惑行為等のローカルルールを策定。

\* 内海地区漁場利用協定締結後必要なパンフレット、ステッカー、フラッグの作成。

\* 遊漁者に協力して頂く為の決定事項の策定及び広報。

\* 第4回内海地区漁場利用協定協議会を7月に開催予定。

\* 遊漁、漁業の最終調整。  
\* 第5回内海地区漁場利用協定協議会を9月頃ごろに開催。内海地区漁場利用協定を締結予定。

を進する。



第2回漁場利用協定協議会の様子



香川県水産課の漁業指導員「ことぶき」から小豆島で遊漁者へアンケート配布

内海地区漁場利用協定と  
STKのお問い合わせ先  
0877-63-3121

# 真鯛・キジハタを4千匹放流

## 粟島

沢山の皆さまからの寄付により25年度も、水産会社及び香川県水産試験場の協力によりマダイとキジハタの稚魚放流を実施する事ができました。ご協力頂いた皆様に感謝いたします。

10月10日、瀬戸内芸術祭で賑わっている粟島でマダイとキジハタの



放流

稚魚放流を行いました。芸術祭に来ていたお客さまや芸術祭スタッフの方々の参加もあり粟島漁協の浅野組合長と共に「大きなくれ」と放流し稚魚の影をじつと見届けました。

10月18日、小豆島内海漁協の森組合長、恵優丸のお客さ

## 小豆島



恵優丸から放流

まらにご協力を頂きキジハタ、マダイの放流を小豆島・内海地区で行いました。

当日は偶然にも乗り合わせた恵優丸のお客さまはびっくり。「この事業は大変良い事だ、これからも継続して欲しい、協力を惜しまない」と口々にささやいておられました。

## 本島



本島地区放流

香川県の塩飽諸島・本島で10月29日にキジハタとマダイの稚魚を放流しました。

当日は第II恵優丸にSTK会員4名が乗船し本島漁協から指定された放流ポイントに丁寧に放流しました。稚魚は



森組合長も放流

元気に海底を目指しました。

## 下津井

本島地区の放流終えた同日、下津井地区でも放流を行いました。放流魚はキジハタとマダイの稚魚。

生簀から丁寧に放流、愛らしい姿を見送りました。



下津井地区放流

## お世話になつている 香川県水産試験場の紹介



坂元久 試験場長

香川県水産試験場の紹介をさせていただきます。香川県水産試験場は、「水産業の振興を図るための調査研究を行うこと」を主な目的として、明治33年に当時の県庁内に仮事務所を設置して業務を開始したのが始まりで、その後、何度かの移転を経て、昭和45年から現在の高松市屋島東町に庁舎を置いています。

水産試験場の業務は、社会情勢や環境の変化等に伴って研究内容も多岐に渡りますが、海の環境や資源の実態を把握するための調査、主要魚種の資源量を増やすための研究、ノリやハマチなど養殖業

の安定生産や品質向上に向けた研究、放

流や養殖用の新魚種開発などが主な項目になります。また、併設する栽培漁業センターでは、主に放流用のヒラメ・クルマエビ・キジハタ・タケノコメバルの稚魚を量産していきすし、赤潮研究所では、有害・有毒プランクトンを中心とした調査・研究と情報提供などを行つていきます。近年では、激減していたサワラ資源の回復や、知名度が上がりつつある「オリーブハマチ」の開発などにも一役買っています。漁業生産に関する試験研究だけでなく、県民の皆さんに安心・安心な水産物を提供するための調査研究や海域に関するデータの情報提供なども行つていきますので、一度、水産試験場のホームページもご覧いただけましたら幸いです。瀬戸内海の環境と恵まれた海の

幸を守り、上手に利用していくことが私たちの願いであり、今後も、これを支えるための試験研究を続けていきたいと考えています。

香川県水産試験場長

坂本 久

### 真鯛のサビキ釣り

近年は冬季のマダイは10m以上もあるサバ皮のサビキ仕掛けで釣つていきます。以前はタイ虫やエビ等の餌を付けて釣りをしていました。意外にもこのサビキ釣りで真鯛がたくさん釣れるので「餌釣りはしません。サビキ釣りですよ」と言つてもなかなか昔からの餌釣りをしていた人には信じ難く「餌も付くとタイが釣れるか!」と言われ説明に「苦労・・・その上、現在使用している2.1m〜2.4m程の長さの釣り竿の説明にまたまた一苦労。小さなベイト

リールに0.8号のPEラインにも驚かれています。

ベテランの釣り師いわく「ちよつと釣りをしてなかったら浦島太郎や」との言葉。仕掛けの説明やら釣る手ほどき、はたまた魚を掛けた時はどうのこうのと説明。ところが何のその〜一度釣りに行ったら竿はどれが良い?リールは電動・・・若い者は付いて行けない呑み込みの早さには驚いてしまいます。そうこうしている内にサビキ釣りの講釈まで始まる始末。

昔のビシ釣りを懐かしそうに「1日釣つても3〜4枚も釣れたら上等やった」と話してくれる。「こんなに釣つたら魚もおらんようになるわの〜、そら放流もしてやらないかん」と感慨しきり・・・稚魚放流に賛成し寄付金の協力を惜しまない。

まだまだ昔の釣りを懐かしむ人がいました。

海は一体誰のものなのでしようか？  
 明治34年、漁業法が制定されました。

鮎釣りや溪流釣りでは、釣人と漁業権を受けた漁協との関係がはっきりしています。川は国有地ですが漁業権は組合のものですから、勝手に魚を釣ると罰せられます。ですから釣人（遊漁者）はお金を払って鑑札（許可）をもらって遊ぶわけです。これは海と違って魚（資源）が少なく、組合は国から稚魚放流など魚の増殖を義務付けられていますから、当然と言えば当然でしょう。しかし、圧倒的に水域が広く資源が豊かな海ではどうなのでしょう？

組合同士あるいは国同士のトラブルは、いわゆる漁業法や各種の協定を元に裁かれています。遊漁（レジャー

の釣り）という言葉は法律用語で、遊漁者に関する法的な規制等は有りませんでした。

## 「受任料」はシヨバ代？

各地で漁協が遊漁者から取る料金はいろいろな名目になっています。「受忍料」とは、

# 海は誰のもの？

外部からの圧力を耐え忍んで目をつぶるからお金を出せと言う事で「迷惑料」とは読み通りです。いずれも補償的な色合いが強く、払う側が納得しなければ、裁判など第三者の判断に委ねるべきなのです。そのためにはきちんとした資料が必要で、それもなしに「受忍料」を要求することは、暴力団のシヨバ代要求と

変わらないと言えます。

古くからの漁村には「地先の海はおらが海」との思想が未だに根強く残っています。

唯一、遊漁者が納得して漁協に支払うれば協力金の名目となります。限りある資源の復活の為などの稚魚放流や海岸、海面清掃などの目的の資金としての財源。ただし、この「協力金」とは事業内容を明確に示し、双方納得の上でなければなりません。

現在、各地で施設使用料とか迷惑料、協力金で漁協と遊漁者間での交渉が決裂しています。今後、裁判で争うことになると思いますが私たち遊漁者にふりかかったこの問題を共に考え、支援をいただけますようお願いいたします。

STK会長 福本優

## よもやま話

サクラダイとウバサクラ

海から続く山肌には今ぞとばかりに桜が満開だ。沖では桜を愛でながらうっとり釣りをしている。のどかなひと時である。釣り人のおじさん曰く「桜を眺めながらサクラダイ釣り、船にはウバサクラまでいる。結構々々これでサクラダイが釣れたら言う事無し」とサクラ餅を頬張っていた。数年前の出来事。

今はおばさんの姿は無いが何にも無かったかの様に今年もサクラは皆の眼を楽しませている。

